

1. 申請書類

- (1) 申請書の名称 「社会保険料納入証明申請書」
- (2) 記載方法
 - 「2. 申請事由」
 - (例) 総社市の入札参加資格申請にかかる提出書類、など
 - 「4. 証明事項等」
 - ③証明対象期間 今回の申請では R6.1.～R6.12 となります。
 - ④出力区分・・・・・・一括用のみ 0
 - ⑤証明範囲区分・・・・・・保険料のみ 0

ご注意ください

令和6年1月から令和6年12月までの証明は
令和7年2月7日以降 でないと年金事務所で発行できません。

2. 申請場所

- (1) 提出先
倉敷東年金事務所
- (2) 社会保険料納入証明書の交付方法
駐車場・窓口の混雑が予想されますので、できるだけ郵送により証明を依頼してください。
「申請書」に必要事項を記入・押印のうえ 110円切手を貼った返信用封筒を添えて下記宛てまでお送りください。

(送付先)

〒 710-8567

倉敷市老松町3-14-22

日本年金機構 倉敷東年金事務所 厚生年金徴収課

郵送の場合は、受付後3日程度での発行となりますので、余裕をもって申請してください。
窓口交付を希望する場合は次の身分証明書をご持参ください。

- (ア) 事業主本人様が来訪される場合・・・・・・写真付き身分証明書
- (イ) 従業員様が来訪される場合・・・・・・写真付き身分証明書

※ 写真付き身分証明書・・・・・・運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード等

ご注意ください

申請書の様式は必ず添付のものをお使いください。
過去の様式にて提出されますと代理の方が来訪される場合は、委任状の添付が必須となります。

3. 手数料

証明にかかる手数料は無料です。

4. お問い合わせ先

日本年金機構 倉敷東年金事務所 厚生年金徴収課 (TEL 086-423-6150)

※自動音声案内④を選択して下さい。

届書コード			届書
6	8	0	

決 裁	年 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者	
①事業所整理記号	②事業所番号 (告知番号)
(船舶所有者整理記号)	
郡市区 記 号	

2. 申請事由

3. 証明書の請求枚数
枚

4. 証明事項等				
③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分	※⑦ 猶予証明 有無	送信
令和 年 月分から	一括用のみ 0	保険料のみ 0		
令和 年 月分まで	明細のみ 1	延滞金含む 1	1	
	一括用及び明細 2			

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。
※⑦「猶予証明有無」欄は記入しないでください。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

年 月 日

事業所所在地 (船舶所有者住所) 事業所名称 事業主氏名 (船舶所有者氏名) 電話番号
--

委任欄	
私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、 下記の者に委任します。	
.....	
受 任 者 氏 名	
受 任 者 住 所	
委 任 者 と の 関 係	

届書コード			届書
6	8	0	

記入例

決裁	年			月	日
所長	副所長	課長	担当者		

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者

①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)							
(船舶所有者整理記号)									
郡市区	記号								
3	7		あ	い	1	2	3	4	5

2. 申請事由

総社市の入札参加資格申請にかかる提出書類

3. 証明書の請求枚数

1 枚

4. 証明事項等

③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分	※⑦ 猶予証明 有無	送信
令和 6 年 1 月分から	一括用のみ 0	保険料のみ 0		
令和 6 年 12 月分まで	明細のみ 1 一括用及び明細 2	延滞金含む 1	1	

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。
※⑦「猶予証明有無」欄は記入しないでください。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

〇年 〇〇月 〇〇日

事業所所在地 (船舶所有者住所)	総社市中央1丁目1番1号	必ず事業主氏名を記入してください。
事業所名称	株式会社 総社	
事業主氏名 (船舶所有者氏名)	代表取締役 総社 太郎	押印不要となりました。
電話番号	0866-92-8285	

委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名	総社 次郎	代理の方が来訪される場合は上記申請者がこちらの委任欄もご記入ください。
受任者住所	総社市中央一丁目1番2号	
委任者との関係	従業員	